明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

第四百四十四条第一項第二号ロ	三千九百円	四千六百円	
第四百四十四条第一項第二号ハ	六千九百円	八千二百円	
	一万八百円	一万二千九百円	
	三千八百円	四千五百円	
	五千円	六千円	

2　前項の規定の適用がある場合における第四百四十四条第二項及び第三項の規定の適用については、同条第二項中「前項」とあるのは「前項（附則第三十条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この項において同じ。）」と、「同項各号」とあるのは「前項各号」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第一項（附則第三十条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）及び前項」とする。

附則第四十八条中「第五十三条第十二項から第十七項まで及び第三百二十一条の八第十二項（第三号を除く。）及び第十三項」に、「（同法第百四十五条において準用する場合を含む。）」とあるのは「同条」を「又は第百四十四条の十三」とあるのは「同条」と、第五十三条第十二項第一号及び第三百二十一条の八第十二項第一号中「法人税法第八十条」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十五条」と、第五十三条第十二項第二号及び第三百二十一条の八第十二項第二号中「法人税法第百四十四条の十三」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十五条」と、「同法第百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額」とあるのは「法人税額」と、「同号イ」とあるのは「法人税法第百四十一条第一号イ」に、「（同法第百四十五条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）」を「又は第百四十四条の十三」に、「第八十条」とあるのは「同条」を「第八十条又は第百四十四条の十三」とあるのは「同条」と、「（同法」とあるのは「（法人税法」と、第五十三条第十三項第二号及び第三百二十一条の八第十三項第二号中「金額」のうち、法人税法第百四十四条の十三（第一項第一号に係る部分に限る。）の規定によって還付を受けたもの」とあるのは「金額）」と、「とみなし、同法第百四十四条の十三（第一項第二号に係る部分に限る。）の規定によって還付を受けたものは、それぞれ当該控除未済還付法人税額に係る前九年内事業年度開始の日の属する当該法人の事業年度（当該法人の合併等事業年度等開始の日以後に開始した当該被合併法人等の前九年内事業年度に係る控除未済還付法人額にあつては、当該合併等事業年度等の前事業年度）に係る外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額とみなす」とあるのは「とみなす」に改める。

（航空機燃料譲与税法の一部改正）

第三条　航空機燃料譲与税法（昭和四十七年法律第十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項各号列記以外の部分中「あん分した」を「按（あん）分した」に、「あん分して」を「按分して」に改め、同項第一号中「あん分した」を「按分した」に、「次条まで」を「この条及び次条」に改め、同条第二項中「三分の一」及び「三分の二」を「二分の一」に、「あん分する」を「按分する」に改める。

第二条の二第一項中「あん分して」を「按分して」に改め、同条第二項中「三分の一」及び「三分の二」を「二分の一」に、「あん分する」を「按分する」に改める。

附則第二項中「平成二十五年度」を「平成二十八年度」に改める。

（地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部改正）

第四条　地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「平成二十年十月一日」を「平成二十六年十月一日」に、「百分の一・五」を「百分の二・二」に、「百分の二・二」を「百分の三・二」に、「百分の二・九」を「百分の四・三」に、「百分の三・四」に、「百分の三・六」を「百分の四・六」に、「百分の四」を「百分の五・一」に、「百分の五・三」を「百分の六・七」に、「百分の〇・七」を「百分の〇・九」に、「百分の四・三」を「百分の五・五」に改める。

第九条第一号中「百分の百四十八」を「百分の六十七・四」に改め、同条第二号及び第三号中「百分の八十一」を「百分の四十三・二」に改める。

第十三条第一項第一号中「百分の百四十八」を「百分の六十七・四」に改め、同項第二号及び第三号中「百分の八十一」を「百分の四十三・二」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中地方税法第七十二条の四十九の六、第七十二条の六十三の二、第百四十四条の三十八の二及び第三百九十六条の二の改正規定並びに次条の規定　平成二十六年七月一日

二　第一条中地方税法第五十一条第一項、第五十三条第二十四項、第三百十四条の四第一項、第三百二十一条の八第二十四項及び第七百三十四条第三項の表の改正規定、第四条の規定並びに附則第三条第十項、第五条第三項、第十条第十項及び第十九条の規定　平成二十六年十月一日

三　第一条中地方税法第七十二条の二十三第二項の改正規定並びに同法附則第三条の二の四第一項、第五条の四、第三十五条の三の二、第四十二条及び第四十四条の改正規定並びに附則第三条第三項から第六項まで、第五条第二項及び第十条第三項から第六項までの規定　平成二十七年一月一日

四　第一条中地方税法第四百四十四条第一項の改正規定並びに附則第十三条第二項並びに第十五条第一項（第六号に掲げる規定による改正後の地方税法（以下「二十八年新法」という。）附則第三十条第一項に係る部分を除く。）及び第二項（二十八年新法附則第三十条第二項に係る部分を除く。）の規定　平成二十七年四月一日

五　第一条中地方税法第二十三条第一項第四号の改正規定（「（昭和三十二年法律第二十六号）」の下に「第九条の六第六項、第四十一条の九第四項、第四十一条の十二第四項、第四十一条の十二の二第七項及び」を加える部分（第四十一条の十二の二第七項に係る部分に限る。）及び「及び第四十一条の十二第四項」を「、第四十一条の十二第四項及び第四十一条の十二の二第七項」に改める部分に限る。）、第三十七条の二第二項第一号の表の改正規定、第二百九十二条第一項第四号の改正規定（「（租税特別措置法」の下に「第九条の六第六項、第四十一条の九第四項、第四十一条の十二第四項、第四十一条の十二の二第七項及び」を加える部分（第四十一条の十二の二第七項に係る部分に限る。）及び「及び第四十一条の十二第四項」を「、第四十一条の十二第四項及び第四十一条の十二の二第七項」に改める部分に限る。）及び第三百十四条の七第二項第一号の表の改正規定並びに同法附則第五条の六の改正規定並びに附則第三条第二項及び第十条第二項の規定　平成二十八年一月一日

六　第二条（次号及び第八号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第四条第三項、第六条、第十一条第三項、第十四条並びに第十五条第一項（二十八年新法附則第三十条第一項に係る部分に限る。）及び第二項（二十八年新法附則第三十条第二項に係る部分に限る。）の規定　平成二十八年四月一日

七　第二条中地方税法第三十二条第十一項及び第三百十三条第十一項の改正規定並びに同法附則第四条第一項及び第十一条第一項の規定　平成二十九年一月一日

八　第二条中地方税法第三十七条の三及び第三百十四条の八の改正規定並びに同法附則第五条の四の二の改正規定並びに附則第四条第二項及び第十一条第二項の規定　平成三十年一月一日

九　第一条中地方税法第七十三条の二十七の五の見出し及び同条第一項の改正規定並びに附則第七条第二項及び第三項の規定　農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成二十五年法律第百二号）の施行の日